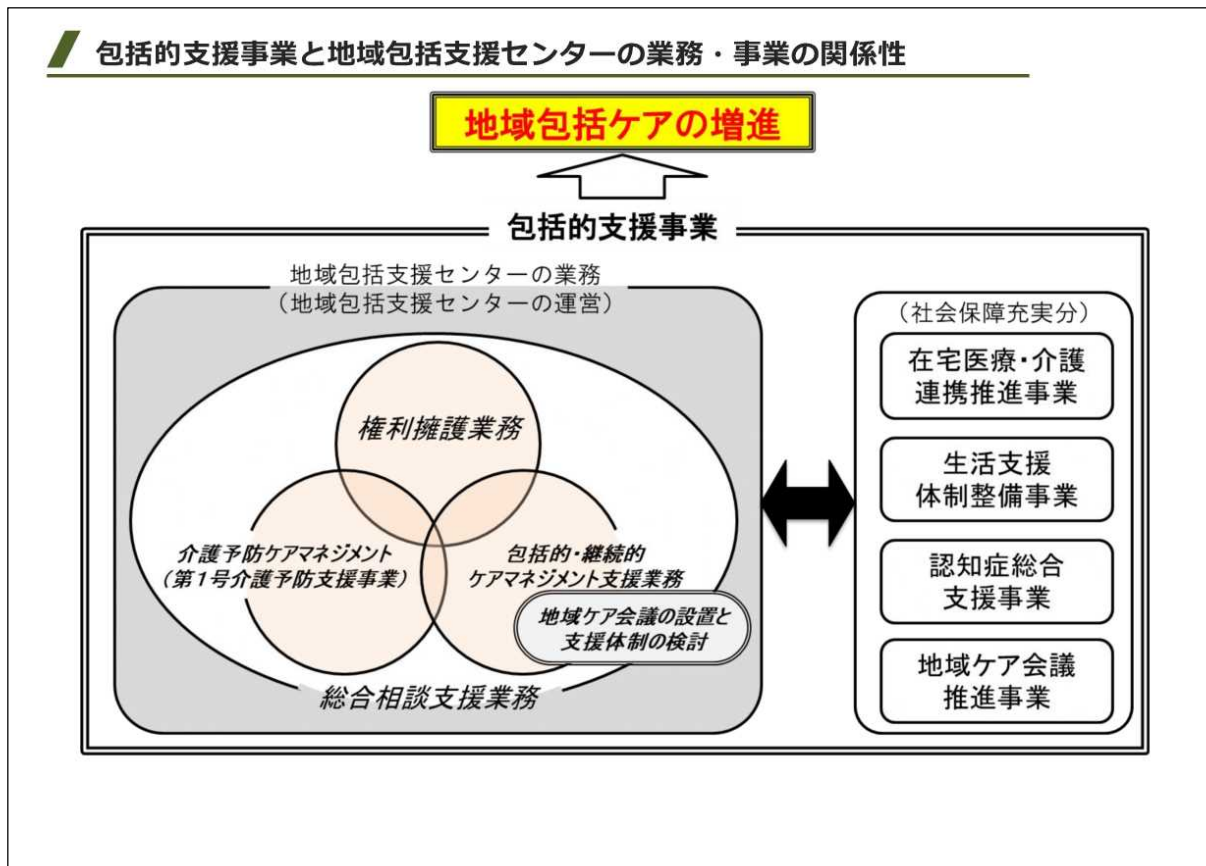


令和 6 年度 川西町地域包括支援センター事業計画書（案）

基本方針

川西町地域包括支援センター（以下「センター」という。）は、地域の高齢者の心身の健康保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、地域の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的とし、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、地域において継続的・包括的に支援を行うため、以下の内容について、重点的に取り組みます。



1. 包括的支援事業

(1) 総合相談

地域の高齢者の総合相談窓口であり、高齢者の心身の状況や生活の実態、ニーズを把握し、適切な保健・医療・福祉サービス等に関する情報提供や関係機関との連絡調整などを行い、ネットワーク構築とともに総合的な支援を行います。

【取り組み内容】

① 高齢者の実態把握

多様な相談に対し、高齢者の心身の状況や家庭環境等についての実態把握を行い、抱える問題やニーズの早期発見、早期対応に努めます。また、相談内容を積み重ね、分析し、課題把握に努めます。令和4年度より、一人暮らし高齢者及び高齢者のみ世帯の心身の状況及び家族の状況についての把握を、民生児童委員の協力を得て行っています。令和6年度は、高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施で行われる健康状態不明者への個別支援として、事業担当者と地域包括の地区担当者が同行訪問を行い、状況把握を行っていく予定です。

②地域住民への普及啓発

相談窓口の周知を図り、センターの利用促進及び住民が必要とする情報提供を行います。令和6年度より福祉関係各課が横のつながりをもって複合的課題をもつ住民の方の支援を行う『重層的支援事業』の一つとして、“まるっと相談会”をスーパーおくやまのシェアスペースを利用し実施する予定です。身近な場所での相談窓口開設とともに、地域包括支援センターや事業等の周知も図っていきます。

③地域の関係者会議、地域活動等への参加を通じたアウトリーチ

民生児童委員をはじめとする地域住民の会合やサロン等の地域活動、地域密着型サービス事業所運営推進会議等の参加など、積極的にアウトリーチを行い、地域の関係者等との連携強化と支援を必要とする高齢者のニーズ把握に努めます。令和5年度より生活支援体制整備事業で実施しているワークショップへも参加し、町民の身近なやりたい事・必要な事の実現に向けた取組みへの支援を町や生活支援コーディネーターと共に行っています。

【実績と実施目標】

		2022年度 (R4年度)	2025年度 (R7年度)
何かあった時の相談相手(地域包括支援センター・役場)の回答割合	目標*	—	20.0%
	実績	16.4%	

*川西町第9次高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画及び川西町第10次高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画

(2) 権利擁護

地域住民や民生児童委員、介護支援専門員等の支援だけでは生活が困難な状況にある高齢者が、地域において安心して尊厳ある生活ができるよう、専門的な視点から支援を行います。

【取り組み内容】

①権利擁護の普及啓発

- ・権利擁護の普及啓発に資する講座等の開催：高齢者虐待防止、成年後見制度、消費者被害防止等の普及啓発を目的とした出前講座等を実施します。

②高齢者虐待への対応

「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」に基づき、当該高齢者の状況を把握し、川西町長寿介護課とセンターが連携して、「個別ケース検討会議（方針決定会議）」を開催し、必要な対応の協議、具体的な支援を進めていく上での情報共有、支援方針、役割分担の共通認識を図り、適切な支援を行います。

- ・虐待対応連絡会（随時）：虐待ケースについての情報共有と支援状況や対応のあり方、今後の支援の方向性を検討します。
- ・高齢者虐待防止ネットワーク運営委員会への参加（年1回）：地域住民及び関係機関との連携強化を図り、虐待に関する課題を検討し、解決に向けた体制整備を行います。

③成年後見制度の活用

認知症や精神上的の障害などで判断能力の低下がみられる方で、財産管理や身上監護等の支援が必要な場合、本人やその家族に対して、成年後見制度の紹介や情報提供等、申し立ての支援を行います。

本人に契約が可能程度の判断能力はあるが、日常生活の金銭や郵便物等の確認が必要な場

合、本人やその家族に対して、日常生活自立支援事業の紹介や情報提供等を行い、この事業を実施している社会福祉協議会と連携し、利用の支援を行います。

- ・成年後見制度講演会等（年1回）：地域住民に広く成年後見制度についての理解が得られるように講演会を開催します。

④消費者被害の防止

消費生活センターと連携し、消費者被害の情報把握を行い、情報伝達と適切な対応により被害を未然に防ぐよう支援するとともに、被害の回復のために関係機関との連携を図ります。

【実績と実施目標】

(R6.1月末現在)

		2021年度 (R3年度)	2022年度 (R4年度)	2023年度 (R5年度)	2024年度 (R6年度)
成年後見制度講演会 開催回数	目標	1回	1回	1回	1回
	実績	1回	1回	1回 (2月実施予定)	

(3) 包括的・継続的ケアマネジメント

高齢者や家族が課題に応じた社会資源を適切に活用できるように、包括的及び継続的支援を行うため、介護支援専門員への支援や多職種協働によるネットワーク構築を進めていきます。

【取り組み内容】

①介護支援専門員への支援

個々の介護支援専門員からの相談に対応し、助言等を行います。

- ・町内ケアマネジャー連絡会の実施（年3回）：主に町民を担当する介護支援専門員を対象に意見交換会や情報提供の場を企画・開催し、制度の理解や専門性の向上を図ります。

②多様なネットワークの構築

センター職員が民生児童委員協議会へ参加し、民生児童委員と介護支援専門員との連携が図れるよう取り組みを進めていきます。

(4) 地域ケア会議の充実

地域ケア会議は、個別の高齢者に対する支援の充実と、それを支える社会基盤の整備を同時に推進するため、多職種協働のもとフォーマル及びインフォーマルな社会資源を積極的に活用し、個別ケースの支援内容の検討を行い、関係者の課題解決能力の向上や地域包括ケアシステムの構築に向けた体制の整備を行います。

【取り組み内容】

- ・地域ケア個別会議：個別課題の解決や介護支援専門員のケアマネジメント力の向上、支援体制構築などに向けた支援を行います。
- ・地域ケア推進会議：個別事例の検討から地域課題を抽出し、地域住民や関係機関と共有します。地域に必要な社会資源や取組を明らかにし、地域づくりや資源開発、政策形成を目指した取り組みを行います。
- ・自立支援型地域ケア会議：要支援者等の自立と生活の質の向上に向け、介護支援専門員がケアマネジメント力を高め、自立支援ケアプラン作成につなげることを目的に、多職種による自立支援に資する地域ケア会議を実施していきます。

		2021年度 (R3年度)	2022年度 (R4年度)	2023年度 (R5年度)	2024年度 (R6年度)
地域ケア個別会議 開催回数	目標*	7回	8回	8回	4回
	実績	3回	5回	4回	
地域ケア推進会議 開催回数	目標*	1回	1回	1回	1回
	実績	0回	1回	0回 (3月実施予定)	
自立支援型地域ケア会議 開催回数	目標*	6回	12回	12回	4回
	実績	0回	1回	3回	

*川西町第9次高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画及び川西町第10次高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画

(5) 認知症施策の推進

認知症になっても、住み慣れた地域で暮らせるよう、認知症の容態に応じ、「認知症地域支援推進員」と「認知症初期集中支援チーム」を中核として、必要な医療・介護サービス機関等と連携し支援を行うとともに、認知症ケアの向上を図るための取り組みを進めます。

【取り組み内容】

- ・ 認知症普及啓発：R4年度より、アルツハイマー月間の9月に文化会館のライトアップとともに普及啓発のための展示などの認知症普及啓発イベントを開催しはじめ、R5年度にはおくやまでのティッシュ配りや町内事業所への普及啓発を認知症サポーターと行いました。今後もこの機会を中心に普及啓発に取り組みます。
- ・ 認知症サポーターの活動支援：サポーターや関心のある方々が「川西町を今より“ちょっぴり”認知症の理解がある町にするために、わたしたちにできること」を考える中で、認知症の方へのサポートを中心としつつ、様々な方が集えるような地域カフェを開催していく団体（オレンジピース）を立ち上げられ、その活動支援を行います。
- ・ 認知症初期集中支援チーム：認知症の疑われる方や認知症の方及びその家族を訪問し、初期の支援を包括的・集中的に専門職が連携し、早期診断・早期対応につなげられるように相談支援を行います。
- ・ 認知症初期集中支援チーム検討委員会への参加（年1回）：認知症初期集中支援チームの評価、検討を行います。
- ・ 認知症サポーター養成講座（年5回）：認知症に対する正しい知識を深め、地域での見守り体制の構築を目指します。令和6年度はキッズを対象とした講座も検討していきます。
- ・ 認知症地域支援推進員：医療・介護事業所や関係機関等と連携し、認知症の方やその家族への支援体制を構築していきます。
- ・ 認知症ケアパスの見直し：認知症の状態に応じた適切な医療や介護サービス提供等を記載した「認知症ケアパス」について、地域の実情や様々なニーズに即して見直しを行い、普及啓発を図ります。
- ・ 認知症に関する講演会等の開催（年1回）：令和6年度はアルツハイマー月間に合わせ、映画会を開催予定しています。

【実績と実施目標】

(R6.1月末現在)

		2021年度 (R3年度)	2022年度 (R4年度)	2023年度 (R5年度)	2024年度 (R6年度)
認知症サポーター養成講座 開催回数	目標*	4回	4回	4回	5回
	実績	1回	5回	5回 (3月に教育委員会 共催で開催予定)	
認知症サポーター養成講座 受講者数(累計)	目標*	—	—	—	564人
	実績	364人	439人	514人	
認知症に関する講演会 の開催	目標	1回	1回	1回	1回
	実績	0回	0回	0回 (3月開催予定)	

*川西町第9次高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画及び川西町第10次高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画

(6) 在宅医療・介護連携の推進

地域の医療・介護関係者による会議や研修会等を行い、在宅医療と介護サービスを一体的に提供する体制の構築を目指します。川西町だけでなく、広域での取り組みに積極的に関与し、ネットワーク構築を進めます。

【取り組み内容】

- ・住民への普及啓発：在宅医療介護についての知識や理解が深まるよう出前講座を行います。
- ・東和医療圏切れ目のない入退院連携事業：東和医療圏域における市町村・保健所・医療機関・介護事業所等の協働・情報共有によりスムーズな入退院支援を行っていきます。
- ・国保中央病院圏域在宅医療・介護連携の推進：関係専門職向けの相談窓口として、国保中央病院地域支援センター内に「在宅医療支援相談窓口」を設置し、新規の相談についてはセンターを通じて対応が可能となっています。

【実績と実施目標】

(R6.1月末現在)

		2021年度 (R3年度)	2022年度 (R4年度)	2023年度 (R5年度)	2024年度 (R6年度)
在宅医療に関する講座の参加人数	目標*	—	—	—	40人
	実績	0人	38人	38人	
国保中央病院圏域在宅医療・介護連携多職種研修会	目標	1回	1回	1回	1回
	実績	1回	1回	1回	

*川西町第9次高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画及び川西町第10次高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画

2. 介護予防の推進

(1) 介護予防事業

高齢者の誰もが継続して介護予防の体操等に取り組むことができる住民主体の通いの場を充実します。通いの場は単に体操等だけでなく、人と人とのつながりや楽しみ・生きがいなどの役割を持って生活できるよう社会参加を促し、地域づくりを推進していきます。

【取り組み内容】

①対象者の把握

令和6年度は高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施の事業とも連携を図り、後期高齢者質問票から把握したフレイル予防が必要な人へ保健指導・健康教育の実施や自主体操グループへの参加勧奨など、社会参加を促し、介護予防の取り組みを充実します。

②介護予防の普及啓発

- ・短期集中運動教室（出前型）：5人以上を対象として、週1回、3ヶ月間公民館等で運動に取り組む教室を実施します。
- ・いきいき百歳体操（出前型）：3人以上かつ2世帯以上を対象として説明会を開催し、週1回、自宅等でのいきいき百歳体操の実施を支援します。
- ・自主体操グループ支援プログラム：自主体操グループ立ち上げの支援やいきいき百歳体操等の紹介・説明、専門職による講座と運動教室（3回）「いきいき元気教室」など、介護予防に資する取り組みが住民主体で継続的に実施されるよう、講座の開催や支援協力を行います。
- ・介護予防推進を目的とした出前講座：公民館等へ出向き、介護予防講座を実施します。
- ・もの忘れ相談会：もの忘れが気になる方の早期発見・治療に向けた相談会を行います。

③地域における介護予防活動の支援（地域リハビリテーション活動支援事業）

介護予防の活動やいきいき百歳体操等を住民が主体的に継続して取り組むことができるよう、リハビリ専門職と協働し、活動を支援します。

④生活支援コーディネーターと連携した地域資源の把握

生活支援コーディネーターと連携協働し、地域資源の情報を共有し、地域とのネットワーク構築及び介護予防・日常生活支援の充実につなげます。

【実績と実施目標】

(R6.1月末現在)

		2021年度 (R3年度)	2022年度 (R4年度)	2023年度 (R5年度)	2024年度 (R6年度)
短期集中運動教室 受講団体数	目標*	3団体	3団体	2団体	1団体
	実績	0団体	1団体	0団体	
自主体操グループ団体数	目標*	14団体	14団体	15団体	14団体
	実績	13団体	12団体	13団体	
自主体操グループ登録者数	目標*	—	—	—	190人
	実績	144人	185人	177人	
自主体操グループ 支援プログラム利用団体数	目標*	14団体	14団体	15団体	13団体
	実績	10団体	9団体	11団体	
地域リハビリテーショ ン活動支援事業実施回数	目標	12回	12回	12回	12回
	実績	5回	9回	12回	
もの忘れ相談会 (物忘れ相談プログラム活用)	目標*	—	4回	4回	3回
	実績	—	2回	5回 (うち3回は CogEvo活用)	

*川西町第9次高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画及び川西町第10次高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画

3. 指定介護予防支援事業・介護予防ケアマネジメント事業

要支援者等が、その心身の状況や置かれている環境等に応じて、介護予防サービスや介護予防・日常生活支援を包括的かつ効果的に提供されるよう、介護予防ケアプランを作成し必要な支援を行います。

- ・介護予防支援・介護予防ケアマネジメント等：要支援1・2の認定者及び事業対象者のうち、介護予防サービス等の利用を希望する高齢者に、生活機能の状況や課題に即した介護予防ケアプランを作成します。
- ・介護予防支援・介護予防ケアマネジメント等の一部業務委託：介護予防支援・介護予防ケアマネジメント等の業務について、センターが指定居宅介護支援事業に一部委託できます。業務を一部委託した場合は、公正中立性を確保し、ニーズに即した適切な自立支援に資するケアマネジメントが行われるよう、介護予防ケアプラン、支援評価、支援経過記録等の確認を行い、委託事業所に対して必要に応じた助言や指導を行います。

※令和6年度より、法改正に伴いケアマネジャーのいる指定居宅介護支援事業所も指定介護予防支援事業者として市町村から指定を受けることが可能となりました。

要支援で給付サービス（事業併用も可能）を受ける利用者が、直接事業所と契約を結びサービス利用を受けることができますようになります。

⇒その場合も介護予防支援に関するセンターの一定の関与を担保するため、センターが行う包括的・継続的ケアマネジメント支援業務の内容として、介護予防サービス計画の検証を追加し、当該検証に当たり必要と認める場合は介護予防サービス計画の実施状況に関する情報の提供を求められることができるとされましたので、必要に応じ助言・指導を行います。

<介護保険法の一部改正に伴う変更点>

令和6年4月から指定居宅介護支援事業者も市町村からの指定を受けて介護予防支援を実施できるようになる。

（総合事業のサービスのみは介護予防ケアマネジメント業務のため、現行どおり地域包括支援センターが実施）

	サービス(例)	ケアマネジメント費	ケアマネ（令和6年3月まで）	ケアマネ（令和6年4月～）
事業対象者	事業のみ	介護予防ケアマネジメント費	地域包括支援センター （指定居宅支援事業所へ一部委託可能）	地域包括支援センター （指定居宅支援事業所へ一部委託可能）
要支援1・2	給付 ^{※1} 事業			介護予防給付費

※1 給付サービス（訪問看護、訪問リハビリテーション、通所リハビリテーション、福祉用具 等）

※2 居宅介護支援事業者が介護予防支援事業の指定を受けない場合は、これまでどおり地域包括支援センターからの一部委託を継続。